

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣 真矢 外7名

被控訴人 国

令和6年5月29日

証 拠 説 明 書
(控訴理由書第1分冊・甲A601から甲A643－2)

東京高等裁判所第24民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇
同 寺 原 真希子

他

記

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立 証 趣 旨
601	『同性婚と司法』 (2024年、岩波新 書)112頁～119頁、 136頁～139頁、144 ～147頁、166～169 頁	写し	千葉勝美	2024.2.20	・千葉勝美元最高裁判事が、婚外子相続分違憲大法廷決定に関し、「我が国の憲法十三条がすべての国民は個人として尊重(個人の尊厳)を基本原理として示している。これらは、いずれも、個人の制度に対する厳しい姿勢を求める本大法廷決定を支える基本的な価値観となっていると考える。」「…我が国の憲法においても、すべての国民は個人として尊重されるとし(十三条)、個人の尊厳の原理を宣明しているのである。そうすると、本件規定が嫡出でない子に対する差別の観念を生じさせている点については、この原理に背馳するものとして、その許容性については厳格な検討が必要とされるところである。」と言及していること ・同元最高裁判事が、「この二四条一項及び二項の特定の文言「両性」「夫婦」を、男女に限定せず、婚姻関係にある二人(男女かどうかは問題としない)を意味するだけの「当事者」「双方」という別の用語が使用されているのと同じだとして二四条を解釈すること、それができるのではなかろうか。このような文理解釈をする場合でも、それによっても二四条の本来の趣旨には変更が生じないのであるから、このような解釈が許されるはずである。……これこそが、司法による憲法理念に沿った二四条一項、二項に関して採るべき新しい憲法解釈であろう。」「《我が国の憲法二四条一項、二項の「両性」「夫婦」という文言は、……「当事者」「双方」という文言と同じものとして文理解釈することが可能である。》と考えている。」と言及していること ・憲法24条1項の「両性」「夫婦」との文言が、婚姻の主体を法律上の男女に限定し、法律上同性のカップルの婚姻を排除する積極的意図をもって定められたものではないこと
602	憲法の理性 増補新 装版 (131頁～134 頁、211頁～212 頁)	写し	長谷部恭男	2016.4.7	・憲法24条1項は、婚姻制度がある限りにおいて当事者間の婚姻の自由が保障されるということとどまらず、当事者間の人的結合を保護する制度としての婚姻制度の構築を国家に要請し、当該制度を廃止することを禁じていること ・国家は、生命と同等の重要性と保護の必要性を持つ個々の国民の利益について、それを実効的に保護する制度を提供すべき義務を憲法上負っていること ・公選法204条は、その立法当時、公選法の規定自体の違憲性を争う手段として用いられることが想定されていなかったが、その後、最高裁が同条を同法の議員定数配分規定の違憲性を争う手段として用いことを認める解釈を示したこと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
603	「結婚の自由をすべての人に」札幌事件控訴審判決	写し	札幌高裁第3民事部	2024.3.14	本件同様に同性間の婚姻を認めない現行制度の合憲性が争われた事件に関し、札幌高裁が「個人の尊厳が家族を単位とする制度的な保障によって社会生活上実現可能である」こと(19頁)、「人が生まれながらに由来する自由と権利、これに係る個人の尊厳の実現には、家族とこれに対する社会的な制度の保障が不可欠である」こと(21頁)、「自由で平等な婚姻による家族の成立とその制度的な保障によって、個人が尊重され、その尊厳が実現する」こと(25頁)を指摘している」旨判示したこと ・同高判が、憲法24条1項の趣旨につき「婚姻と家族の制度において、旧憲法下の家制度の制約を改め、対等な当事者間の自由な意思に基づく婚姻を定める趣旨」であるとし(16頁)、「人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障している」(17頁)として、法律上同性間の婚姻の自由についても憲法24条が保障している旨判示したこと ・同高判が、「しかし、このような国会による裁量を踏まえたとしても、異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかない。そして、自由で平等な婚姻による家族の成立とその制度的な保障によって、個人が尊重され、その尊厳が実現することは、憲法24条が定める目的と理解することができる。そうであれば、性的指向に差異がある者であっても、同じように制度的な保障を享受し得る地位があり、それを区別する合理的な理由はないというべきである。そうであるにもかかわらず、本件規定は、同性婚を許しておらず、婚姻によって生じる法的効果享受することができない。本件区別取扱いが合理的な根拠がないといえる」(同25頁)旨判示したこと ・同高判が、「人が生まれながらに由来する自由と権利、これに係る個人の尊厳の実現には、家族とこれに対する社会的な制度の保障が不可欠であるといえるのであって、同性間で婚姻ができない不利益を解消する必要性は非常に高い。」としたうえで、「婚姻の制度について様々な考え方があり、生殖機能に相違がある男女間の婚姻について一定の意義を認めるにせよ、これを理由に、同性間の婚姻を許さないということにはならないというべきである。」(同21頁)と述べていること ・同高判が、「法令の解釈をする場合には、文言や表現のみでなく、その目的とするところを踏まえて解釈することは一般的に行われており、これは、法人や外国人の人權が問題となる場合をはじめとして……、憲法の解釈においても変わるところはない」、「さらに、仮に立法当時想定されていなかったとしても、社会の状況の変化に伴い、やはり立法の目的とするところに合わせ、改めて社会生活に適する解釈をすることも行われている。したがって、憲法24条についても、その文言のみに捉われる理由はなく、個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈することが相当である」(同16頁・17頁)旨判示したこと ・同高判が、「性的指向は生来備わる性向であり、社会的には異性愛者と同性愛者それぞれが取扱いを変える本質的な理由がなく、「その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成し得るもの」(13頁)である旨判示したこと ・同高判が、性的指向により「社会の制度上取扱いに不利益があれば、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱き、人としての存在を否定されたとの思いに至ってしまう」(同14頁)、「パートナーが異性でなく、同性であるという理由から、当事者以外の家族の間で、職場において、社会生活において、自身の存在の意義を失うという喪失感に苛まれているのであって…これは憲法が保護する個人の尊厳にかかわる問題である」(同14頁)とし、性的指向を理由に婚姻制度の利用を許さないことは、性的少数者の「個人の尊厳を成す人格を損なう」旨指摘していること(同19頁) ・同高判が、法律上同性のカップルの婚姻を認めない現行の民法及び戸籍法の諸規定は憲法24条及び憲法14条に違反すると判断したこと
604	「ローマ教皇庁、「同性婚は祝福できない」と公式見解」と題する記事	写し	英国放送協会(BBC)	2021.3.16	ローマ教皇庁が、従来「同性婚は祝福できない」という公式見解を堅持してきたこと
605	「ローマ教皇、同性カップルへの祝福認めると宣言」と題する記事	写し	英国放送協会(BBC)	2023.12.19	2023年12月18日に、教皇フランシスコは司祭が同性カップルに祝福を与えることを許可すると発表した。同時に、フェルナンデス長官は、上記発表は、カトリック教会での同性カップルの地位を認めるものではないと強調していること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
606	国立社会保障・人口問題研究所「第7回全国家庭動向調査」(2022年)(表紙, 調査概要, 73～99頁)	写し	国立社会保障・人口問題研究所	2022年(令和4年)調査実施 2023年8月22日 調査結果公表	・国立社会保障・人口問題研究所が2023年8月22日に発表した第7回調査結果では、結婚(同性婚)を法律で認めるべきと回答したものが75. 6%であること。また、「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」への賛成割合も、第6回調査(2018年調査)では75. 1%、第7回調査(2022年調査)では80. 5%で、5. 4ポイント増加したこと。さらに「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成割合は、第6回調査では69. 5%であったが、第7回調査では75. 6%となり、6. 1ポイント増加したこと。 ・「夫婦は子どもを持つてはじめて社会的に認められる」との調査項目について、「まったく賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者は20. 2%、「まったく反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者は79. 8%であり、「まったく賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者の割合が同研究所が2008年に行った調査における35. 8%、2013年に行った調査における32. 1%、2022年に行った調査における24. 7%から減少していること
607	最高裁判所判例解説刑事編昭和44年度(414頁～426頁)	写し	船田三雄	1972.1.1	取材の自由に関し、かつての判例(石井記者事件判決・最大判昭和27年8月6日刑集6巻8号974頁)は、憲法21条1項の保障は取材の自由には及ばず、単に立法政策により保護されることがあるにすぎないことを前提としていたが、)が、その後、最高裁判所は、博多駅テレビフィルム事件決定(最大決昭和44年11月26日刑集23巻9号1146頁)において、報道機関が担う役割の重要性が強く意識されるようになった社会状況を反映し、取材の自由が憲法上の保障を受ける権利であることを明らかにしたこと
608-1	「ギリシャ、同性婚を合法化、正教会の国で初」と題する記事	写し	英国放送協会(BBC)	2024.2.16	2024年2月15日、ギリシャがキリスト教正教会の信者が多数を占める国として初めて同性間の婚姻制度を導入したこと
608-2	「同性婚認める法案、ギリシャ議会 で可決」と題する記事	写し	日本貿易振興機構(JETRO)	2024.3.25	同上
609-1	「ネパール最高裁が同性婚の法制化が実現するまでに暫定的に婚姻登録を認めるとの裁定を下しました」と題する記事	写し	PRIDE JAPAN	2023.7.5	ネパールでは、裁判所の命令により法律上同性のカップルの婚姻が認められるに至っていること
609-2	「ネパールで同性婚登録が受理、アジアで2例目の同性婚承認国に」と題する記事	写し	PRIDE JAPAN	2023.12.11	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
610	「タイ国会下院、 同性婚を認める法 案可決 実現すれ ばアジアで3例 目」と題する記事	写し	朝日新聞社	2024.3.28	2024年3月27日、タイの国会下院が同性婚を認める法案を賛成多数で可決したこと
611-1	「Liechtenstein legalises sama- sex marriage with historic near unanimous vote」 と題する記事	写し	yahoo!news	2024.5.17	リヒテンシュタインで、2024年5月16日、法律上同性のカップルの婚姻を認める婚姻 法の改正案が可決され、2025年1月1日から施行される予定であること
611-2	上記記事の和訳 (リヒテンシュタ イン、ほぼ全会一 致の歴史的な投票 で同性婚を法制 化)	写し	控訴人ら訴訟 代理人	2024.5.17	同上
612	性の多様性に関す る条例	写し	一般財団法人地 方自治研究機 構	2024.4.6	・全国各地の多数の自治体で、性的指向・性自認の尊重ないし差別禁止を掲げる条 例等が制定されるに至っており、一般財団法人地方自治研究機構の調査によれば、 2024年4月6日時点で、その数は、1都1府7県53市11区9町の82自治体に上ること ・性的指向や性自認を本人の同意なく暴露する「アウティング」についても、同日時点 で少なくとも29の自治体が条例で明記していること
613	「全国知事会議 子ども・子育て政 策強化「山梨宣 言」とりまとめ」 と題する記事	写し	日本放送協会 (NHK)	2023.7.26	全国知事会は、2023年7月26日、山梨宣言を出し、「少子化・人口減少が進む中 で、我が国が今後も持続的に発展していくため、年齢や性別、障がいの有無や国籍、 性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力 を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けた取組を推進して いく。」として、人々の有する違いの中で「性的指向・性自認」を明示し、幸福を実感で きる社会の実現に向けた取組の推進を宣言したこと
614	令和5年7月全国知 事会議 山梨宣言	写し	全国知事会	2023.7.26	同上
615	「パートナーシ ップ制度カバー率」 と題するウェブ記 事	写し	公益社団法人 Marriage for All-結婚の自 由を全ての人 に (Japanhttps:/ /www.marriag eforall.jp/)	2024.4	パートナーシップ制度について、2024年4月1日時点での導入自治体数は442、人 口カバー率は84.82%となっていること
616	「同性パートナー にも給付金 札幌 市が『犯罪被害者 等支援制度』ス タート」と題する 記事	写し	株式会社毎日 新聞社	2020.9.21	札幌市が、犯罪被害支援制度の見舞金制度に関し、遺族の範囲に同性パートナーを 含むと明文化していること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
617	「同性パートナーも配偶者自治体独自の犯罪被害者支援範囲に」と題する記事	写し	しんぶん赤旗	2024.2.6	犯罪被害者への見舞金制度のある14政令市のうち11政令市が遺族の範囲にパートナーを含むと明文化していること
618	「行政サービス一覧(大分県パートナーシップ宣誓制度)」と題する記事	写し	大分県	2024.4.1	大分県では臼杵市(甲A409)において先行的に同様の制度が導入されていたが、2024年4月1日に大分県でパートナーシップ制度が開始されると共に、県内の18市町村すべての自治体における共通サービスとして、宣誓制度利用者には、公営住宅への入居だけでなく、自治体が行う犯罪被害者見舞金の支給も認められることとなったこと
619	「同性婚の職員にも結婚休暇や出産支援休暇 世田谷区」と題する記事	写し	株式会社朝日新聞社	2020.3.25	世田谷区が職員規則を改正し、2020年4月1日より、同性パートナーがいる区職員について、結婚休暇、出産支援休暇、看護休暇、忌引・介護休暇等の取得を、異性のパートナーがいる区職員と同様に、認めることとしていること
620	「性的少数者のファミリーシップ一緒に暮らす子どもの保護者証明」と題する記事	写し	しんぶん赤旗	2024.5.5	・少なくとも数の法律上同性のカップルが子育てをしていることを踏まえ、カップルの当事者間の関係を証明するだけでなく、カップルが養育する子どもとの関係も含めて証明する、いわゆるファミリーシップ制度の導入も進んでいること ・2024年4月1日の時点でパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち47%にあたる216自治体がファミリーシップ制度を導入しており、2022年の調査時の5倍となっていること
621	「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」と題する調査報告書	写し	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	2020.3	・日本労働組合連合会が、2017年、「性的指向及び性自認(SOGI)に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を発表し、すべての労働者が性的指向・性自認に関する差別を受けることなく安心して働ける環境の整備に向けて、労働組合がそれぞれの職場において事業主に働きかけていくことが重要であると表明したこと ・男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法に基づき厚生労働省が定めた各ハラスメント防止ガイドラインにおいて、事業主は、性的指向・性自認に基づきいやがらせ等を防止する措置を講ずべきことが明記されたこと ・国内企業等において、性的指向及び性自認を尊重した様々な取組みが拡大していること
622	令和元年度厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書(抄)	写し	同上	2020.3	・国内企業等において、性的指向及び性自認を尊重した様々な取組みが拡大していること
623	事実婚・同性パートナーに福利厚生制度を適用	写し	株式会社エイチ・アイ・エス	2020.3.31	2020年4月1日以降、HISの正社員及び契約社員を対象とする福利厚生制度のうち、従来法律婚のパートナーを対象としていた結婚休暇、育児・介護休暇、慶弔見舞金等について、家族のあり方の多様化を理由として同性パートナーを適用対象としていること。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
624	同性カップルにも 結婚祝い&休暇 実は進んでいたソ ニーの取り組み	写し	バズフィード ニュース Kazuki Watanabe, Saki Mizoroki	2023.2.18	ソニー社内においては、同性カップルであっても、結婚祝いや忌引きなどの慶弔制度 や介護制度を使うことができるほか、転勤時の家賃補助、単身赴任時の別居手当、育 児休暇や時短勤務等を取ることができるなど、異性カップルとほとんど変わらない 制度上の取扱いがされていること
625	東京弁護士会の就 業規則改正	写し	東京弁護士会	2018.10.25	2018年に東京弁護士会の職員を対象とする就業規則について、法律上異性の法律 婚及び事実婚の夫婦のみを対象としていた各種休暇制度と給付制度につき、同性 パートナーを持つ職員にも適用するとの改正が行われたこと。
626	三井住友銀行ホー ムページ	写し	株式会社三井 住友銀行	2020.2.27	三井住友銀行が、同性パートナーに対して、連帯債務型借入を可能とする取扱いを 開始したこと
627	アウト・ジャパン ホームページ	写し	株式会社アウ ト・ジャパン	2020.7.22	横浜銀行が、同性パートナーについてペアローンや収入合算における配偶者の定義 に含める対応を開始したこと
628	「同性間にも『婚 姻の自由』 尊厳 を守る画期的判決 だ」と題する記事	写し	毎日新聞社	2024.3.16	法律上同性のカップルに婚姻を認めない現行の民法及び戸籍法の諸規定が憲法24 条及び憲法14条に違反すると判断した札幌高裁判決を肯定的に評価する新聞社説
629	「<社説>同性婚 訴訟判決違憲は正 の法整備急げ」と 題する記事	写し	北海道新聞	2024.3.15	同上
630	「<社説>早急な 議論を迫る同性婚 判決」と題する記 事	写し	日本経済新聞 社	2024.3.20	同上
631	「<社説>同性婚 否定『違憲』 『結婚の自由』立 法急げ」と題する 記事	写し	東京新聞社	2024.3.16	同上
632	「<社説>同性婚 訴訟『違憲の法』 いつ正す」と題す る記事	写し	朝日新聞社	2024.3.16	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立証趣旨
633	国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年) (15～18頁、67頁、73頁、74頁、85～90頁)	写し	国立社会保障・人口問題研究所	2015年調査実施 2017年3月31日 調査結果公表	国立社会保障・人口問題研究所が、2015年に行った第15回出生動向基本調査では、「結婚に利点がある」と回答した者は、男性が64.3%、女性が77.8%であり、具体的な利点として、「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が、男性で35.8%、女性で49%と最も多く、続いて「精神的な安らぎの場が得られる」と回答とした者が、男性は31.1%、女性は28.1%であったこと
634	国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年) (表紙、目次、図表一覧、22～25頁、73頁、111～118頁)	写し	国立社会保障・人口問題研究所	2021年調査実施 2023年8月31日 調査結果公表	・国立社会保障・人口問題研究所が、2021年に行った第16回出生動向基本調査では、「結婚に利点がある」と回答した者は、男性が63.3%、女性が70.9%であったこと。また、具体的な利点については、男性では、「精神的な安らぎの場が得られる」と回答とした者が33.8%と最も多く、続いて「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が31.1%となり、女性では、「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が、39.4%と最も多く、続いて「精神的な安らぎの場が得られる」と回答とした者が25.3%であったこと。
635	国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査」(2018年) (表紙、調査概要、49頁～61頁)	写し	国立社会保障・人口問題研究所	2018年(平成30年)調査実施 2019年9月13日 調査結果公表	・国立社会保障・人口問題研究所が2018年に実施し、2019年9月13日に公表した第6回「全国家庭動向調査」の調査結果によれば、「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成の割合は69.5%であったこと ・上記賛成の割合は、2022年実施の第7回「全国家庭動向調査」よりも約6ポイント少ないこと
636	Business for Marriage Equality のウェブ記事	写し	「Business for Marriage Equality」プロジェクト	2024.3	婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトである「Business for Marriage Equality」に関し、2024年5月8日時点で493の企業・団体が、婚姻の平等(同性婚の法制化)への賛同を表明しており、かかる賛同企業団体の数は増加の一途を辿っていること
637	同性婚の法制化を求める意見書	写し	小金井市	2021.12.15	小金井市議会において同性婚の法制化を求める意見書を提出することが可決されたこと
638	小金井市令和3年意見書・決議の審議結果	写し	小金井市	2021.12.15	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

号証 (甲A)	文書の標目	原本・写し の別	作成者	作成日	立 証 趣 旨
639	犯給法最高裁判決	写し	最高裁第三小 法廷	2024.3.26	最高裁第三小法廷が、犯給法5条1項1号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の解釈に関し、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとするには犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1甲1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」、「犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1甲1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である」などと判示したこと
640	氏の変更許可申立 事件 審判書	写し	名古屋家庭裁 判所家事第2 部	2024.3.14	・愛知県の同性カップルが養育里親として認定されたこと ・愛知県に住む男性が、法律上同性のパートナーと同じ氏への変更を求めた申立てについて、名古屋家庭裁判所は、2024年3月14日、氏の変更を認める審判を下したこと。 ・同家庭裁判所が審判の中で、 申立人と同性パートナーは「互いに円滑にコミュニケーションをとって協力しながら、子育てを中心とした安定した生活を継続して」おり、「婚姻し育児をしている異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認められ」、「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様で」あり、「婚姻に準じる関係にある」 申立人と同性パートナーの氏が異なることにより事情を知らない第三者に性的指向についてカミングアウトすることが必要となる可能性が高いといった申立人の諸々の懸念は合理的であり、「申立人と同性パートナーのような性的指向が少数派に属する者が、現状において、日常生活の様々な場面で、差別感情や偏見に基づく不利益な取扱を受ける可能性」があり、「性的指向の、意に沿わないカミングアウトをしなければならぬ状況が生じることは、それ自体」、「社会生活上の著しい支障になるといえる」として、氏を変更する「やむを得ない事由」があると判断したこと
641	「『夫婦と同様』 同性パートナーへ の名字変更認める 名古屋家裁」と題 する記事	写し	日本放送協会 (NHK)	2024.5.9	申立人と同性パートナーの氏が異なることにより事情を知らない第三者に性的指向についてカミングアウトすることが必要となる可能性が高いといった申立人の諸々の懸念は合理的であり、「申立人と同性パートナーのような性的指向が少数派に属する者が、現状において、日常生活の様々な場面で、差別感情や偏見に基づく不利益な取扱を受ける可能性」があり、「性的指向の、意に沿わないカミングアウトをしなければならぬ状況が生じることは、それ自体」、「社会生活上の著しい支障になるといえる」として、氏を変更する「やむを得ない事由」があると判断したこと
642	「同性パートナー と同じ名字へ変更 認める『婚姻準じ る関係』名古屋家 裁」と題する記事	写し	朝日新聞社	2024.5.9	同上
643-1	AMICUS BRIEF	写し	Rosalind Dixon, Gautam Bhatia	2024.4.1	・アメリカ、台湾、カナダ、南アフリカ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、スロベニア、オーストリアなどの国々は、「多様な法的伝統や異なる社会的背景を有する」が、そうであるにもかかわらず、多くの国々の裁判所が、いわゆる「同性婚」を認めないことが憲法違反であるとの判断をするにあたり「LGBTQIA+のカップルを婚姻制度から排除することは、平等と非差別、尊厳、自己決定と自律に対する権利の侵害に相当するとのきわめて類似した理由づけを採用している」こと ・多様な法的伝統や異なる社会的背景がありながら、各国の裁判所は「現代社会における婚姻制度の社会的・物質的価値を考慮すると、LGBTQIA+のカップルは、婚姻制度にアクセスする権利(そしてその選択)なしに、他の個人と平等な条件で、社会におけるあらゆる権利と自由を享受しているとは言えない」、「同性婚の承認に向けた要請は、そのような承認が平等、尊厳、プライバシーに対する憲法上の権利またはコミットメントを前進させる」という共通理解に立ち、いわゆる「同性婚」を認めないことは憲法違反といった司法判断を下していること ・上記「平等」、「尊厳」、「プライバシー」という憲法上の権利は、日本国憲法の13条(個人の尊重)、14条1項(法の下での平等)、24条1項(婚姻の自由)、24条2項(個人の尊厳と法の下での平等)とも共通の基盤を有していること ・比較憲法学の専門家らによるアミカス・ブリーフが、いわゆる「同性婚」の法制化等が国・地域を超えた揺るぎない潮流となっていることに関し、「同性婚の承認が、特定の法的伝統や辺境の国々、特殊な種類の社会に限定されるものではないことを示して」おり、「日本もその一員であるグローバルな国家共同体の中で、LGBTQIA+の人々の精神的に平等におくことは、結婚を含む社会の他の人々が利用できるあらゆる権利と自由の行使を可能にしない限り完全なものにはならない、という認識が広がっている」旨指摘していること
643-2	上記書面和訳(アミ カス・ブリーフ)	写し	控訴人ら訴訟 代理人	2024.4.1	同上

以 上